



2009年度 5月試験再実施分  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 3級 実技試験

## 個人資産相談業務

実施日 2009年6月28日(日)

試験時間 13:30~14:30(60分)

### 注 意

1. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
2. 筆記用具, 計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁, 印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. 中途退出はできません。
8. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
9. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は6月28日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

7月21日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（35歳）は、夫B（38歳）との2人暮らしである。現在、妊娠中のAさんは、出産を機に退職を考えており、退職後に加入する社会保険制度について理解を深めたいと思っている。そこで、Aさんはファイナンシャル・プランナーであるCさんに相談することにした。

なお、Aさんおよび家族に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんおよび家族の資料

Aさん（満35歳）：昭和48年10月10日生まれ

会社員（健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入中）

夫 B（満38歳）：昭和46年4月20日生まれ

会社員（健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入中）

現在の会社に65歳の定年まで勤務する予定である。

公的年金の加入歴（平成21年5月分まで）

	20歳		35歳
Aさん	国民年金 (納付30月)	厚生年金保険 (納付158月)	
	20歳		38歳
夫 B	国民年金 (未納36月)	厚生年金保険 (納付182月)	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 現在、妊娠中のAさんが出産を機に退職した場合、Aさんの退職後の公的年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんが、国民年金の第3号被保険者となる場合、通常、国民年金の第2号被保険者である夫Bの勤務先を通じて、第3号被保険者に係る届出書を提出することになる。
- 2) Aさんは、現在、国民年金の第2号被保険者であるが、退職後には収入がなくなるため夫Bの被扶養配偶者となる予定である。この場合、Aさんは、所定の手続を経ることで、退職後2年間に限り、国民年金の第2号被保険者となることができる。
- 3) 国民年金の第3号被保険者の保険料については、世帯主で配偶者である夫Bの給与から天引きをするか、またはAさんが個別に納付することになる。

《問2》 Aさんは退職した後に、万一、夫Bが死亡した場合や障害者になった場合のことを心配している。これについてCさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 夫Bには国民年金の保険料未納期間があるが、当該未納期間分の保険料をいまずぐに追納する等の一定の要件を満たせば、万一、夫Bが死亡した場合であっても、Aさんは死亡一時金を受給することができる。
- 2) 万一、夫Bが在職中に障害等級3級の障害者となった場合、保険料納付要件等を満たせば、夫Bは、所定の手続により、障害基礎年金および障害厚生年金を受給することができる。
- 3) 万一、夫Bが死亡し、そのとき胎児であった子が、その後無事に生まれた場合、その子は、夫Bの死亡当時、夫Bと生計維持関係にあったものとみなされ、Aさんは、所定の手続により、出生日の属する月の翌月から遺族基礎年金を受給することができる。

《問3》 Aさんの退職後の公的医療保険について、Cさんがまとめた次の文章および表の空欄～に入る数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

Aさんが退職後に加入できる公的医療保険制度には、国民健康保険、健康保険の任意継続被保険者制度、夫Bの健康保険（被扶養者として加入）の3つがあり、それぞれの制度の概要は、以下のとおりとなる。

Aさんの退職後の公的医療保険制度

	国民健康保険	任意継続被保険者	健康保険の被扶養者
加入届の提出期限	原則、退職日の翌日から14日以内	原則、退職日の翌日から（ ）日以内	原則、被扶養者を有することになった日から5日以内
保 険 料	前年の所得等により異なる	全額自己負担	不要
注 意 点 等		加入できる期間は最長（ ）年	Aさんの年収が（ ）万円未満等の要件あり（障害者には該当しない）

- 1) 20 2 130
- 2) 20 1 103
- 3) 14 2 103

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（54歳）は、資産運用に本格的に取り組みたいと考えており、一般に販売されている証券投資信託（国内MMF、国内公募株式投資信託）の購入を検討している。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーであるBさんに、検討中の投資信託について相談することにした。

《問4》 国内MMFの特徴について、Bさんが説明した次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 金融機関を通じて国内MMFを購入する場合の購入単位は、すべての金融機関が1万円以上1円単位と定めている。
- 2) 国内MMFは、投資信託約款や目論見書に定めることにより、株式を組み入れることが可能になるため、事前に商品の説明を受けることが重要である。
- 3) 委託会社は、国内MMFの月次報告書を開示することが義務付けられており、投資家にとっては、運用内容が把握しやすいというメリットがある。

《問5》 株式投資信託の仕組みについて、Bさんが説明した次の内容のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 株式投資信託における受託者とは、投資信託財産の管理等を行う信託銀行等のことをいう。
- 2) 株式投資信託における基準価額は、そのファンドに組み入れられている株式等をすべて時価評価し、そこから利息や配当収入および運用に係る諸経費等を差し引くことにより求められる。
- 3) 株式投資信託における信託財産留保金は、投資家が信託期間の途中で換金をする場合に、保有し続ける者との公平性等を確保するために控除されるものである。

《問6》 Aさんは、国内MMFと株式投資信託の税制面について理解したいと考えた。Bさんが説明した次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 株式投資信託は、配当落ち後の個別元本を上回る部分が特別分配金として扱われ、特別分配金に対しては10%の税率による所得税の源泉徴収が行われる。
- 2) 日々決算型である国内MMFの収益分配金は、原則として、毎月1回、1カ月分をまとめて最終営業日に税金を差し引いたうえで自動的に再投資される。
- 3) 株式投資信託を解約したときの解約価額が取得価額を上回った場合、解約差益については譲渡所得として総合課税の課税対象となる。

(メモ余白)

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務する会社員のAさん（59歳）は、平成21年9月30日をもって、X社を定年退職する予定である。AさんのX社における勤続年数は、定年退職時において35年であり、支給される退職金の見込額は2,800万円である。

また、Aさんは、定年退職の翌月から、個人年金保険（契約者・保険料負担者・被保険者・年金受取人＝Aさん、10年確定年金）を年金形式で受け取ることを予定している。

そこでAさんは、退職所得と個人年金保険に係る税務の概要について、ファイナンシャル・プランナーに聞いてみることにした。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんが受け取る退職金が見込額どおりであった場合、Aさんの所得税における退職所得の金額は、次のうちどれか。

- 1) 2,800万円 - (70万円 × 35年) = 350万円
- 2)  $\{2,800万円 - \{800万円 + 70万円 \times (35年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 475万円$
- 3)  $\{2,800万円 - (40万円 \times 35年)\} \times \frac{1}{2} = 700万円$

《問8》 所得税における退職所得の課税方法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 退職者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、この申告書に基づいて計算された退職所得の金額に所得税の超過累進税率を乗じた金額が源泉徴収され、原則として所得税の確定申告をしなくてはならない。
- 2) 退職者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、この申告書に基づいて計算された退職所得の金額に一律20%の税率を乗じた金額が源泉徴収され、原則として所得税の確定申告は不要となる。
- 3) 退職者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合、退職金の収入金額から一律に20%の所得税が源泉徴収され、原則として所得税の確定申告により精算することになる。

《問9》 個人年金保険の給付を年金形式で受け取る場合に関する次の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。なお、Aさんには配偶者がいるものとする。

Aさんが、個人年金保険から受け取る年金額は、( )所得として( )の対象となる。万一、Aさんが年金受取期間中に死亡し、Aさんが受け取っていた個人年金保険に係る年金(定期金)に関する権利を遺族である配偶者が相続し、その後、その配偶者が当該年金を受け取る場合、毎年受け取る当該年金は( )の課税対象となる。

- |    |    |      |     |
|----|----|------|-----|
| 1) | 雑  | 総合課税 | 所得税 |
| 2) | 雑  | 分離課税 | 相続税 |
| 3) | 一時 | 総合課税 | 相続税 |

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、所有する土地を賃貸駐車場として活用しているが、収益性が低く、さらにAさんの事業における資金需要もあり、当該土地の譲渡（売却）を決めた。

Aさんは譲渡にあたり、地元の宅地建物取引業者であるX社に仲介を依頼し、同社と専任媒介契約（専属専任媒介契約ではない）を締結した。その後、X社から買主Bさんを紹介され、平成21年4月に、譲渡価額を4,000万円とする不動産売買契約をBさんと締結し、同時に手付金として400万円を受け取った。

なお、当該土地は、平成5年にAさんが相続により取得したものであり、取得費は不明である。また、Aさんは、X社との当該専任媒介契約において、同社に仲介手数料として「譲渡価額×3%」を支払うことになっている。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 AさんがX社と締結した専任媒介契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法上、最も適切なものはどれか。

- 1) 専任媒介契約期間内においては、Aさんが自ら買主を発見してきても、その買主と直接に取引をすることは禁じられている。
- 2) 専任媒介契約の有効期間は6カ月以内であり、これを更新する場合、AさんおよびX社双方の更新の申出と同意が必要となる。
- 3) X社は、Aさんに対して、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を2週間に1回以上、報告しなければならない。

《問11》 不動産の売買契約において授受される手付金の取扱いに関する次の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。

設例の不動産の売買契約において授受された400万円の手付金は、契約において特に定めのない限り、解約手付としての性質を有しており、売主であるAさんは買主であるBさんに（ ）を償還することによって、一方、買主であるBさんは（ ）することによって、当該契約を解除することができる。ただし、（ ）をする前に、上記による契約解除をしなければならない。

- |    |       |            |              |
|----|-------|------------|--------------|
| 1) | 800万円 | 400万円を放棄   | 相手方が契約の履行に着手 |
| 2) | 400万円 | 400万円を追加提供 | 相手方が契約の履行に着手 |
| 3) | 800万円 | 400万円を追加提供 | 所有権移転登記      |

《問12》 Aさんは、Bさんに当該土地を平成21年5月中に譲渡した。当該土地の譲渡によって、Aさんが負担する所得税の額は、次のうちどれか。なお、Aさんには、平成21年中においてほかに譲渡する不動産等はないものとし、Aさんにとって最も税額の負担が少なくなるように計算すること。

- 1)  $(4,000万円 - 4,000万円 \times 3\% - 3,000万円) \times 15\% = 132万円$
- 2)  $\{4,000万円 - (4,000万円 \times 5\% + 4,000万円 \times 3\%)\} \times 15\% = 552万円$
- 3)  $(4,000万円 - 4,000万円 \times 5\%) \times 15\% = 570万円$

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

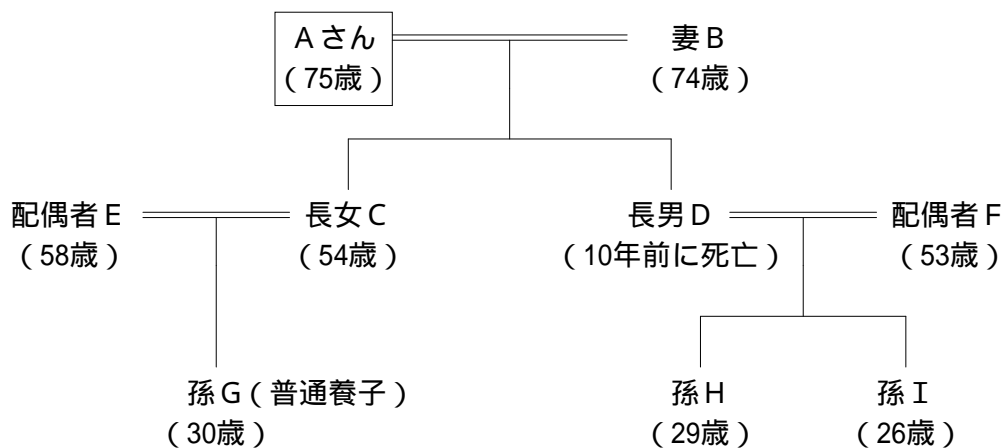
不動産賃貸業を営むAさんは、万一の場合に備え、自らの相続についてファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

Aさんの親族関係図および相続財産等は、以下のとおりである。

Aさんは、孫Gを5年前に養子縁組しており、普通養子となった孫GがAさんの事業を承継する予定である。

なお、Aさんの親族は全員が日本国籍で、かつ、日本国内に住所を有し、相続財産はすべて日本国内にあるものとする。

Aさんの親族関係図



Aさんの相続財産等

現金・預金 : 9,000万円

不動産 : 自宅(土地) 5,000万円 (小規模宅地等の評価減の特例の適用後)  
自宅(建物) 2,000万円 (相続税評価額)

上場株式 : 4,500万円 (相続税評価額)

死亡保険金(契約者・保険料負担者および被保険者 = Aさん, 死亡保険金受取人 = 妻B)  
: 2,000万円

墓碑購入代金 : 300万円 (相続開始後に遺族が支払う金額)

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点においてAさんが死亡したと仮定した場合の、Aさんの相続における「相続税の課税価格の合計額」は、次のうちどれか。

- 1) 2億200万円
- 2) 2億500万円
- 3) 2億2,000万円

《問14》 現時点においてAさんが死亡したと仮定した場合の、Aさんの相続における「遺産に係る基礎控除額」は、次のうちどれか。

- 1) 8,000万円
- 2) 9,000万円
- 3) 10,000万円

《問15》 現時点においてAさんが死亡したと仮定した場合の、いわゆる「相続税額の2割加算」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 代襲相続人である孫Hおよび孫Iは、相続税額の2割加算の対象とはならない。
- 2) 被相続人Aさんと養子縁組をしている孫Gは、相続税額の2割加算の対象となる。
- 3) 法定相続分どおりに各相続人が相続すれば、全員、相続税額の2割加算の対象とはならない。

(メモ余白)